

米の安定供給と食料安全保障の確立を求める意見書

米は、日本人の食生活のみならず、慣習・儀礼など、我が国の文化にも深く根付いており、多くの国民にとっては日常生活の中心にある存在である。また、その安定的な供給は、我が国の食料安全保障上においても極めて重要である。

近年の高温障害による収穫量の低下や農業者の減少等により、米の供給力が低下している一方で、インバウンド需要の回復が米の需要を増大化させており、「令和の米騒動」として大きな社会問題となっている。

国民の主食ともいべき米の需給と価格が安定するためには、消費者の適正負担とともに、生産性向上を通じ、米を安定的に供給し、消費者と生産者の双方が安心できるようにすることが必要であり、そのことが食料安全保障にも繋がるものである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 米の安定供給を維持するため、持続可能な農業構造の再構築を図るとともに、食料・農業・農村基本法に基づく食料安全保障の確立を図ること。
- 2 国産農産物の消費拡大や水田を最大限に活用することの推進など、食料自給率の向上に繋がる取組を強化すること。
- 3 収穫量の多い品種や、高温耐性のある品種の育成、さらには、新品種の開発等を推進するため、農業研究機関の拠点施設整備やスタートアップ等への支援を行うこと。
- 4 農業従事者が減るなかで、生産効率を上げて生産水準を維持するため、スマート農業技術の導入面積割合50%等の目標を達成すること。
- 5 米の需給と価格に関する国民理解の醸成に向け、正確かつ公平な情報の発信に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年11月7日

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	関口昌一様
内閣総理大臣	高市早苗様
農林水産大臣	鈴木憲和様
経済産業大臣	赤澤亮正様

いわき市議会議長 永山宏恵